

(案)

しずおかし子育てハンドブックの作成における協働事業に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が使用するしずおかし子育てハンドブックの作成における協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この協定を誠実に履行するものとする。

（定義）

第2条 この協定においてしずおかし子育てハンドブックとは、甲が母子健康手帳とともに子育て世帯に配布及び関係施設に配架するしずおかし子育てハンドブックを次条の規定により乙が甲に無償で納入するものをいう。

（しずおかし子育てハンドブックの作成及び納入）

第3条 甲は、ハンドブックの作成に必要な行政情報等を乙に提供する。乙は、しずおかし子育てハンドブックを作成し、これを甲に無償で納入するものとし、甲は、これを受領し、甲が母子健康手帳とともに子育て世帯に配布及び関係施設に配架等するものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から令和9年9月30日までとする。

（広告の掲載）

第5条 乙は、しずおかし子育てハンドブックに乙の広告を掲載し、又は広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告主の広告を掲載することができる。

2 しずおかし子育てハンドブックに掲載することができる広告は、広告主が静岡市広告掲載基準（平成23年5月11日施行。以下「掲載基準」という。）第4に掲げる業種又は事業者には該当しないものであり、かつ、広告の内容が掲載基準別表第1に掲げる項目に該当しないものであって、あらかじめ静岡市広告審査会設置要綱（平成18年7月19日施行）により設置した静岡市広告審査会の審査を経て甲が承認したものとする。

3 乙は、第1項の広告主の募集に当たり、広告主に対して甲が広告主を募集しているような誤解を与えてはならない。

（しずおかし子育てハンドブックの規格等）

第6条 しずおかし子育てハンドブックの規格、数量、広告の仕様、納入方法及び納期は、別紙仕様書に定めるところによる。

（しずおかし子育てハンドブックの瑕疵に対する責任）

第7条 ハンドブックに掲載する子育てに関する支援情報等のうち、甲が提供する行政情報に関しては甲が責任を負うものとし、その他のものについては乙が責任を負うものとする。

2 乙の責任によりハンドブックに瑕疵が生じたときは、乙の負担によりこれを回収し、代替のハンドブックを提供する等の対応について、甲乙協議の上決定するものとする。

(案)

(発行の見直し等)

第8条 社会情勢の変動や甲又は乙の責めに帰する理由により、その発行に不適切な事情が生じた場合には、甲乙協議の上、発行の全部又は一部を中止することができる。

(広告の内容についての責任)

第9条 乙又は広告主は、しずおかし子育てハンドブックに掲載された広告（以下この条及び次条において「広告」という。）に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙又は広告主は、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所用の処置を講じなければならない。

3 乙又は広告主は、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して甲において損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、前3項に規定する広告主の責任及び次条に規定するしずおかし子育てハンドブックの使用の中止について、第5条第1項に規定する乙と広告主との間の広告の掲載に係る契約に定めなければならない。

(使用の中止)

第10条 甲は、広告の内容、デザイン及び広告主の業務が法令（静岡市の条例、規則等を含む。以下同じ。）に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの協定に違反すると認めたときは、しずおかし子育てハンドブックの全部又は一部の使用を中止することができる。

2 乙は、前項の規定により使用を中止したしずおかし子育てハンドブックの対応について、甲乙協議の上決定するものとする。

3 前項の規定によりしずおかし子育てハンドブックの使用が中止され、乙又は広告主に損害が生じても、甲は一切その責めを負わないものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第11条 甲又は乙は、この協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

(電子書籍等への転用)

第12条 乙は、しずおかし子育てハンドブックを、ウェブサイト等を利用した電子書籍等へ転用し、又は第三者の運営する電子書籍掲載サービス等に掲載する場合は、甲の承諾を得るものとする。

(著作権)

第13条 甲が提供する行政情報等は、すべて甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が制作する情報や広告は、乙に帰属し、甲が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。ただし、前

(案)

条に関連する場合は手続きを省略するものとする。

2 甲及び乙は、しずおか子育てハンドブックに掲載された内容について、互いの承諾なく改変して使用してはならない。

(守秘義務)

第14条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしはならない。この協定が終了した後においても、同様とする。

(協定の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この協定を解除することができる。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 前号に定める場合のほか、乙がこの協定の条項に違反したとき。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があるときは、乙と協議してこの協定を解除することができる。

3 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

4 第1項の規定により、この協定が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は、一切その責めを負わない。

5 第1項の規定によりこの協定が解除された場合において、甲は、既納のしずおか子育てハンドブックを返還しないものとする。

(案)

(変更の報告)

第 16 条 乙は、その名称、代表者、所在地等に変更があったときは、速やかにその旨を甲に報告するものとする。

(有効期間経過後の取扱い)

第 17 条 この協定の有効期間が経過した後、余剰のしずおかし子育てハンドブックがあるときは、甲は、これを廃棄する。

(管轄する裁判所)

第 18 条 この協定に定める広告掲載に関する訴えの提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(市長への報告等)

第 19 条 乙は、協定の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(定めのない事項等の処理)

第 20 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

甲

静岡市長 難波 喬司

乙